

商品関連市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認、ご相談や苦情等につきましては、お取引店管理部又はコンプライアンス室までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

【 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル） 】

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。